

第3 委託事業場に関する届出等事務

1. 労働保険番号の取扱い

労働保険番号は保険関係の区分ごとに付し、下記の要領により処理してください。

(1) 労働保険番号の構成

府県		所掌	管轄		基幹番号					枝番号		
1	1				9							

↑ 末尾（【区分表】参照）

ア 府 県

労働保険事務組合（以下「事務組合」という）の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県を示すもので、埼玉県の場合は「11」です。

イ 所 掌

労働保険事務の所掌を示すもので「3」又は「1」で表します。

(ア) 安定所所掌：「3」

一元適用事業及び二元適用事業の雇用保険に係る保険事務に使用します。

(イ) 監督署所掌：「1」

前記、(ア)以外に係る保険事務に使用します。

ウ 管 轄

事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する安定所又は監督署を示すもので、安定所所掌の場合は事務組合管轄安定所、監督署所掌の場合は事務組合管轄監督署の管轄番号を2桁の数字で表します。

エ 基幹番号

上5桁は事務組合ごとに振り出される固有の番号で、同一事務組合に委託する事業主に共通する数字になります。末尾の数字は適用事業の区分するコードです。（【区分表】参照）

オ 枝番号

基幹番号ごとに委託事業場を3桁で表し、委託を受けた順に「001」から一連の番号で付与してください（ただし、海外派遣については「301」から）。

なお、一度付与した枝番号は委託解除した後、同じ事業場から再度委託を受けた場合であっても再使用はできませんので、**新たな枝番号**を付与してください。

【区分表】

※（ ）内は予備番号

委託事業の区分		府県		所掌	管轄	基幹番号					
一元適用事業		1	1	3			9				0 (1)
二元適用事業で雇用保険に係る事業		1	1	3			9				2 (3)
二元適用 事業で 労災保険 に係る 事業	事業の種類が林業に属する事業	1	1	1			9				4
	事業の種類が建設の事業に属する事業	1	1	1			9				5
	事業の種類が林業及び建設の事業以外の事業	1	1	1			9				6 (7)
一人親方、家内労働者等の特別加入団体 (又は海外派遣者の特別加入事業)		1	1	1			9				8

(2) 一元適用事業と二元適用事業

労働保険は事業を単位として適用となりますが、事業の種類により、一元適用事業と二元適用事業に区分されます。

ア 一元適用事業

一元適用事業とは、二元適用事業以外の事業、すなわち労災保険と雇用保険の保険関係の両方を一つの労働保険の保険関係として取扱い、保険料の申告・納付等を一元的に処理する事業をいい、大部分の事業が該当します。

イ 二元適用事業

二元適用事業とは、その事業の実態から、労災保険と雇用保険の適用を別個に取扱い、保険料の申告・納付等をそれぞれ別々に、つまり二元的に処理する事業をいいます。具体的には以下の事業です。

- (ア) 都道府県及び市町村、並びにこれらに準ずるものを行う事業
- (イ) 農林水産の事業
- (ウ) 建設の事業
- (エ) 港湾労働法の適用される港湾において、港湾運送の行為を行う事業

(3) 労働保険番号（基幹番号）の追加

枝番号が999に達した場合は、上記【区分表】にある予備番号を使用して、新たに001から一連の番号を付することとなります（例：末尾「0」なら次は末尾「1」）。労働保険番号の追加を希望する場合には「労働保険事務組合労働保険番号（基幹番号）追加付与願」を埼玉労働局へ来局、または郵送にてご提出ください。

○追加付与願の記入例

適用事務様式 35

事務組合控

労働保険事務組合労働保険番号(基幹番号)追加付与願

下記理由により労働保険番号の追加付与を願います。

△ 年 △ 月 △ 日

~~労働基準監督署長~~ 殿

浦和 公共職業安定所長

①事務組合整理番号	1	1	—	9	9	9	9
-----------	---	---	---	---	---	---	---

②労働保険事務組合	(フリガナ)	サイタマシ ウラワク トキワ										郵便番号							
	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区常盤〇-〇-〇										330 - XXXX							
	(フリガナ)	ウラワロウムキョウカイ										電話番号 (048)							
	名称	浦和労務協会										xxx - XXXX							
	(フリガナ)	ウラワ タロウ																	
	代表者氏名	浦和 太郎																	
③既に付与されている労働保険番号及び委託している事業場数	府県	所掌	管轄(1)	基 幹 番 号							枝 番 号			委託している事業場数					
	1	1	3	0	5	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	
	1	1	1	0	1	9	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	30	
	1	1	1	0	1	9	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	10	
						9						0	0	0					
						9						0	0	0					
						9						0	0	0					
						9						0	0	0					
						9						0	0	0					
④追加付与を必要とする理由及び必要とする基幹番号の末尾区分コード	新たに雇用保険の事務を受託することとなったため																		
	基幹番号の末尾区分コード(必要区分コードに○印を付すこと)											0	(1)	2	(3)	4	5	6	(7)
※⑤追加付与する労働保険番号	府県	所掌	管轄(1)	基 幹 番 号							枝 番 号			追加付与年月日 年 月 日					

2. 日常的に行う事務処理について

事務組合が事業主から委託を受け、解除するまでの間には様々な事務処理が発生します。以下は、日常的に行う事務処理の概要です。各種書類の作成方法や留意点については、該当ページをご覧ください。

◆ 委託を受けたとき (P18)

※労働保険事務等委託書 (組様式第1号)

- ・ 保険関係成立届 (様式第1号)
 - ・ 雇用保険適用事業所設置届
 - ・ 雇用保険被保険者資格取得届
 - ・ 雇用保険被保険者転勤届
 - ・ 雇用保険事業主事業所各種変更届
 - ・ 特別加入申請書 (特別加入の申請をする場合)
- } 必要に応じて
提出 (★)

◆ 委託事業場の名称・所在地等に変更があったとき (P21)

- ・ 労働保険名称・所在地等変更届 (様式第2号)
- ・ 雇用保険事業主事業所各種変更届 ー必要に応じて提出 (★)

◆ 継続事業の一括について (P23)

- ・ 継続事業一括認可・追加・取消申請書 (様式第5号)
- 指定事業の変更、被一括事業場名称・所在地等の変更があったとき
 - ・ 継続事業一括変更申請書・継続被一括事業名称・所在地変更届 (様式第5の2)

◆ 委託を解除するとき (P29)

※労働保険事務等委託解除通知書 (組様式第11号)

- ・ 労働保険事務等処理委託解除届 (様式第15号)
 - ・ 雇用保険適用事業所廃止届
 - ・ 雇用保険被保険者資格喪失届
 - ・ 雇用保険被保険者離職証明書
- } 必要に応じて
提出 (★)

◆ 年度更新 (P33)

毎年 6/1～7/10

委託事業場作成

- ・ 賃金等の報告
- ・ 一括有期事業報告書
- ・ 一括有期事業総括表



事務組合作成

- ・ 申告書
- ・ 申告書内訳

書類の提出先 (P32)

末尾0 末尾2

→事務組合管轄安定所

末尾4 末尾5 末尾6

→事務組合管轄監督署

(※) 委託事業主

(★) 事業所管轄安定所

3. 委託を受けたとき

- (1) 事務組合は「労働保険事務等委託書」（組様式第1号、以下：「委託書」）を事業主から提出を受け、記載内容の記入漏れや不備を確認した上で、すみやかに受託の可否を決定してください。
- (2) 事務委託を承諾した場合は、労働保険番号を振り出し、委託書の「労働保険番号」欄に記入してください。一つの事業場で複数の末尾番号を振り出す場合は、すべての労働保険番号を記入してください。委託書はそれぞれ一枚ずつ、事務組合で保管、事業主へ返戻してください。
- (3) 委託書の処理が終了したら、すみやかに監督署又は安定所へ「労働保険関係成立届（事務処理委託届）」（様式第1号、以下：「成立届」）を届出してください。同時に事務組合の内部処理（「労働保険事務等処理委託事業主名簿」「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」「労働保険料等徴収及び納付簿」の記入）を行ってください。（徴収法第36条、則第68条）

成立届のほか、雇用保険の適用事業については、雇用保険の被保険者資格のある労働者がいる場合は、「雇用保険適用事業所設置届」、「雇用保険被保険者資格取得届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、事業所の所轄公共職業安定所に提出することとなります。（雇用保険法則第141条、第6条、第142条）

〈注意事項〉

- ① 委託関係の締結は委託事務の根拠となりますので、**必ず取り交わしを行ってください。**
- ② 委託を承諾できない場合は、理由を明記した上で返戻してください。
- ③ 委託前日まで個別成立していた場合は、**一般保険料の確定申告（個別成立の保険関係廃止手続き）・保険料の精算をするように指導してください。**
- ④ **年度を超えた遡及委託はできません。**前年度末までの分は、個別成立か委託換えをする前の事務組合で保険関係を精算してください。
- ⑤ 継続事業の被一括事業場についても事業場毎に委託書を処理してください。
- ⑥ 特別加入をする場合は、**「特別加入申請書」を提出した翌日以降から承認となります。**
※委託前に個別で成立又は委託換えの事業で、**委託当日から特別加入を希望する場合、成立日の前日までに監督署へ「特別加入申請書」に①委託書の写しと②委託前に保険関係が成立していたことがわかる書類**（例：個別成立時の申告書控え等の写しや委託換え前の委託解除通知書の写しなど）を添付して提出してください。**成立届は後日、成立日から10日以内**に提出してください。

※特別加入の手続きについては「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

○委託書の記入例

組様式第1号

労働保険事務等委託書

法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

事業場名	株式会社 埼玉時計店 南中野店	常時使用者数	3 人
事業場の所在地	さいたま市見沼区南中野〇—〇	雇用保険被保険者数	3 人
委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ●概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務 ●雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務(個人番号関係事務を含む) ●保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務 ●労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ●その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務 		
委託事務処理開始年月日	(予定) 令和 3 年 4 月 1 日 より		
<p>上記のとおり貴組合に労働保険事務等の処理を委託します。</p> <p>ただし、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」(組様式第4号)は、貴組合が指定する期日までに当方において作成し、提出します。</p> <p style="text-align: right;">郵便番号(337 - 1111) 電話番号(048 - ×××) ×××× 番</p> <p>令和 3 年 3 月 20 日 住所 さいたま市見沼区南中野〇—〇</p> <p style="text-align: center;">事業主の 氏名 株式会社 埼玉時計店 代表取締役 埼玉 健太</p> <p>労働保険事務組合 労働徴収協同組合 徴収太郎 殿</p>			

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	上記の委託を承諾します。 (承諾できません。)
	1	1	3	0 5 9 3 0 0 0 0	0 0 4	
労働保険番号						
労働保険番号						
令和 3 年 3 月 26 日				名称 労働徴収協同組合		
				郵便番号(330 - △△△△) 電話番号(048 - ×××) ×××× 番		
				所在地 さいたま市浦和区常盤△-△-△△		
				代表者 徴収 太郎		
株式会社 埼玉時計店 埼玉 健太 殿						

4. 委託事業場の名称・所在地等に変更があったとき

事務組合は委託事業場について、事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地、事業の名称、事業の行われる場所、事業の種類に変更があったときは「労働保険名称・所在地等変更届」(様式第2号)を提出することとなります。(徴収法則第5条第1項)

- 提出書類 : 労働保険名称・所在地等変更届 (様式第2号)
- 提出期間 : 変更のあった日の翌日から起算して10日以内

様式第2号 (第5条関係)

提出用

労働保険 名称、所在地等変更届

令和3年 6月 25日

種別 31604

浦和 労働基準監督署長 公共職業安定所長 殿

〒11305930 東京都荒川区西日暮里5-9-30

〒360-0000 熊谷市箱田0-0-0

変更理由 所在地変更のため

変更年月日(元号:平成は7、新元号は9) 9-03-06-01

事業主 熊谷市箱田0-0-0 株式会社 労働運輸 氏名 労働次郎

変更のある項目について記入してください。

※法人の代表者のみ変更となった場合は提出の必要はありません。

電話番号の変更漏れが多いので注意してください。

変更理由及び年月日を必ず記入してください。

事業の種類の変更は、以下の書類を添付してご提出ください。

【継続事業 (末尾0、1、6)】

- ・「事業の種類の変更申出書」(埼玉労働局ホームページ掲載: 参考 P22)

【一括有期事業 (末尾5)】

- ・過去2年度分の一括有期事業報告書・総括表の写し

※年度途中で事業の種類が変更になった場合の確定保険料の算定は、変更前と変更後の労災率をそれぞれ乗じることとなります。

埼玉労働局長 殿

「事業の種類」の変更申出書(末尾5以外)

労働保険番号		府県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号			
		1	1	3	0	5	9	3	0	0	0	0	1
委託事業場	所在地	さいたま市見沼区大和田〇〇—〇											
	名称	埼玉ベーカリー 株式会社											
	事業主名	代表取締役 労働 三郎											
労働保険 事務組合	名称	労働徴収協同組合											
	代表者名	徴収 太郎											

以下のとおり申出いたします。

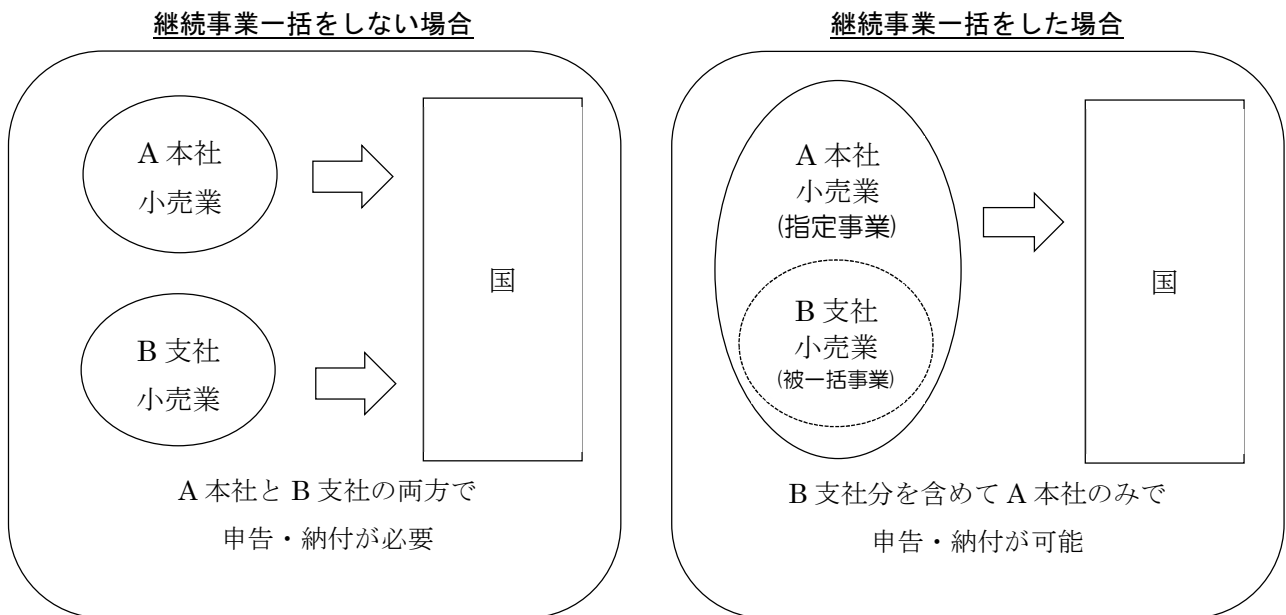
①職種別労働者数	職 種	人数	職 種	人数
	製造	9人		
	販売	5人		
	事務	1人		
			計	15人
②主たる製品の名称、製造加工する部分品等の名称	学校給食用のパン 店舗で販売用のパン			
③作業の概要及び作業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・パン生地の生成、一次発酵、成形 ・ホイロで二次発酵 ・オーブンでパン生地を焼き上げる ・店舗での販売、学校への発送 			
④機械設備等の名称及び台数 (※他人のものを使用する場合も含む)	名称	台数	名称	台数
	オーブン	1台		
	ミキサー	1台		
	冷蔵庫	1台		
	ホイロ	1台		
⑤その他	これまでは店舗で販売するパンの製造が中心であったが、学校給食のパン製造を受注したため、製造に従事する人員を増やした。			

- 【注意事項】
- ・「名称・所在地等変更届(様式第2号)」に添付の上、提出して下さい。
 - ・埼玉労働局管内の労働保険事務組合委託分のみの取扱いです。
 - ・「⑤その他」欄には、②～③に該当しない事業内容を記入して下さい。
(例)不動産の賃貸業
 - ・事業内容を確認できるもの(会社案内・カタログ・営業許可書・写真等)を出来るだけ、添付して下さい。
 - ・「建設の事業」の場合、当該申出書ではなく、2年度分の一括有期事業報告書、総括表を添付して下さい。

5. 継続事業の一括について

(1) 制度の趣旨

事業主が同一である2以上の継続事業が一定の要件に該当する場合に、労働保険料等の申告、納付を政府が承認した一つの事業でとりまとめて処理する制度です。賃金計算等の事務を集中管理する事業主が増加していることから、事業主及び政府の事務処理の便宜と簡素化を図るものです。



(2) 継続事業の一括の要件

継続事業の事業主が、保険関係が成立している2以上の事業について継続事業の一括をしようとする場合は、それぞれの事業が次のすべての要件に該当しなければなりません。

ア **継続事業**であること

イ 指定事業と被一括事業の事業主が同一であること

(事業主が法人の場合は同一法人の支店、営業所等に限る)

ウ それぞれの事業が、次のいずれか一つのみ該当するものであること

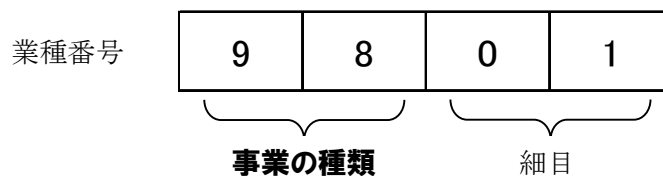
(ア) 一元適用事業であって労災保険および雇用保険の両保険に係る保険関係が成立しているもの

(イ) 二元適用事業のうち労災保険に係る保険関係が成立している事業

(ウ) 二元適用事業のうち雇用保険に係る保険関係が成立している事業

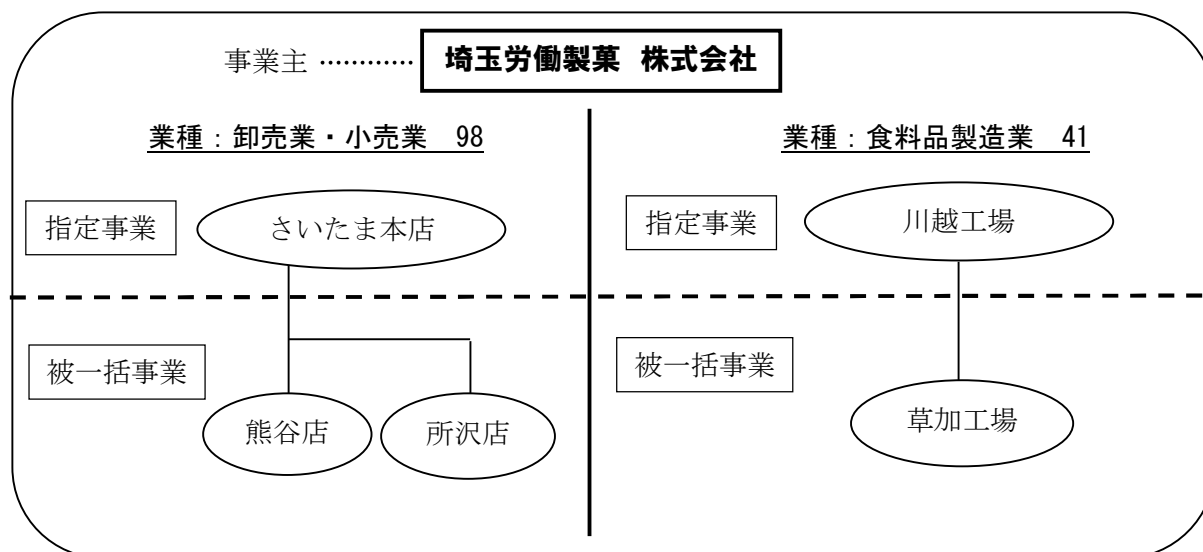
エ それぞれの事業が、「労災保険率表」による「事業の種類」が同一であること

※「細目」(業種番号4ケタのうち下2ケタ)については同一でなくても差し支えありません。



【例】：製造部門と別の場所で小売を行い、かつ、それぞれ独立している場合。

（【例】の事業主は自社工場にて製菓を製造し、直営店で販売している。）



※製造と小売は事業の種類が異なるため一括できません。

(3) 継続事業の一括の効果

一括申請が認可されますと、指定事業に保険関係がまとめられ、他の被一括事業についての保険関係は消滅します。

なお、雇用保険関係の届け出事務については、従前の事業所で行う必要があります。

(4) 申請の手続き

ア 委託事業主が、継続事業の一括に関する以下の申請を希望する場合には、「継続事業一括認可・追加・取消申請書」（様式第5号）を事務組管轄安定所（二元適用事業の労災のみの場合は事務組管轄監督署）へ提出してください。

（ア）新たに認可の申請をする場合

（イ）被一括事業を追加する場合

（ウ）被一括事業の認可を取消しする場合

※ 指定事業を委託解除した場合は、被一括事業に係る取消の申請は不要です。

イ 被一括事業の名称、所在地の変更等をする場合には、「継続事業一括変更申請書・継続被一括事業名称・所在地変更届」（様式第5の2）を提出してください。

なお、継続被一括事業名称・所在地変更に係る「継続一括認可等通知書」の交付はありません。

ウ 個別加入の継続事業の一括を事務組合加入の継続事業の一括へ変更する場合や、指定事業と被一括事業を入れ替える場合等の手続きについては、埼玉労働局ホームページ掲載の【継続事業一括申請の手引き（労働保険事務組合）】をご参照ください。

エ 被一括事業の登録状況（整理番号等）を確認する場合には、埼玉労働局ホームページ掲載の【労働保険継続事業一括認可等確認照会票】（P28 参照。）により埼玉労働局に対し照会してください。

○被一括事業場の成立届の記入例

一括申請をする前に被一括事業場の成立届を提出します。その後一括が認可されると当該労働保険番号は消滅します。

様式第1号 (第4条、第64条、附則第2条関係) (1) (表面) 提出用

労働保険 { 0: 保険関係成立届(継続) (事務処理委託届) 令和3年6月1日
1: 保険関係成立届(有期)
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

31600

浦和 労働第一局 労働基準監督署長 公共職業安定所長 殿

労働保険番号 (イ) 届けます。(31600又は31601のとき) (ロ) 労災保険の加入を申請します。(31602のとき) (ハ) 雇用保険

※修正項目番号 ※漢字修正項目番号 都道府県 所管 管轄(1) 基 幹 番 号 枝 番 号

1 1 3 0 5 9 3 0 0 0 0 - 1 5 0

郵便番号 住所(つづき) 町村名 住所(つづき) 丁目・番地 住所(つづき) ビル・マンション名等

3 3 0 - Δ Δ Δ Δ サイタマシキタ7

住所(つづき) 町村名 住所(つづき) 丁目・番地 住所(つづき) ビル・マンション名等

さいたま市北区 宮原町 0-0

住所(つづき) 町村名 住所(つづき) 丁目・番地 住所(つづき) ビル・マンション名等

名称・氏名 名称・氏名(つづき) 名称・氏名(つづき) 名称・氏名(つづき) 電話番号(市外局番) (市内局番) (番号)

カフ シキカ イシヤ サイタマショテン ミヤハラテン 048 - XXX - XXXX

名称・氏名 名称・氏名(つづき) 名称・氏名(つづき)

株式会社 埼玉書店 宮原店

① 住所又は所在地 ② 事業主氏名又は名称 ③ 事業の概要 ④ 事業の種類 ⑤ 加入済の労働保険 ⑥ 保険関係成立年月日 ⑦ 雇用保険被保険者数 ⑧ 賃金総額の見込額 ⑨ 委託事務組合 ⑩ 委託事務組合代表者氏名 ⑪ 事業開始年月日 ⑫ 事業廃止等年月日 ⑬ 建設の事業の請負金額 ⑭ 立木の伐採の事業の素材見込生産量

住所又は所在地 氏名又は名称 事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

330-ΔΔΔΔ 埼玉県さいたま市北区 宮原町0-0 電話番号 048-XXX-XXXX

株式会社 埼玉書店 宮原店

書籍の販売

小売業 9801

労災保険 雇用保険

令和3年6月1日 (雇用) 令和3年6月1日

一般・短期 2人

日雇 2人

7,500千円

330-ΔΔΔΔ さいたま市浦和区等 宮原町0-0 電話番号 048-XXX-XXXX

労働徴収協同組合

徴収 太郎

労働保険及び一般拠出金に関する事務の一切個人番号関係事務等

9-03-06-01 9-03-06-01 10万2千1百13

10万2千1百13

11.3.05.930000.111 に一括予定

株式会社 埼玉書店 埼玉太郎

指定事業の労働保険番号を余白に記入してください。

○被一括事業場の名称・所在地変更届の記入例

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

種別 31642

労働保険番号 11305930000-111

所在地 さいたま市中央区新都心0-0

名称 株式会社 埼玉書店

労働者数 0003

所在地(カネ) 222-△△△△ ヨコハマシ

所在地(漢字) 横浜市 港北区 菊名

名称・氏名(カナ) 〇-〇-〇

名称・氏名(漢字) 〇-〇-〇

事業 所在地 横浜市 港北区 大倉山0-0

名称 株式会社 埼玉書店 港北店

変更後の労働保険番号

住所 さいたま市浦和区常盤メ-X-XX

労働徴収協同組合
氏名 徴収 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

27

該当するものに○をしてください。

指定事業の労働保険番号・所在地・名称等を記入してください。

被一括事業の4ケタの成立番号を記入してください。

変更箇所のみ記入してください。

「2」に○をしてください。

変更前の被一括事業の名称・所在地等を記入してください。
※必ず変更前の所在地と名称を両方とも記入してください。

※任意様式（埼玉局用）

照会年月日：令和 年 月 日

埼玉労働局長 殿

労働保険継続事業一括認可等確認照会票

1 照会理由

2 指定を受けている事業

	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
所在地					
名称					

3 照会内容

指定事業に一括されている被一括事業を照会

4 事務組合署名

事務組合

所在地 _____
名称 _____
代表者名 _____
担当者名 _____
電話番号（ _____ 番）

※ 照会については、埼玉労働局労働保険徴収課あてに郵送（切手貼付返信用封筒を同封）又は窓口へ直接依頼してください。

（注）この請求書は、すでに認可を受けている継続事業の一括について、整理番号不明、内容の把握もれ等があり、当該台帳を必要とする場合のみ埼玉労働局総務部労働保険徴収課事務組合係宛に提出してください。

6. 委託を解除するとき

- (1) 事務処理規約で定めた日までに、事業主から「労働保険事務等委託解除通知書」（組様式第 11 号、以下：「解除通知書」）を提出させてください。解除通知書の提出を受けたら、解除通知書の下部に事務組合の記名をし、それぞれ一枚ずつ事務組合で保管、事業主へ返戻してください。
- (2) (1)の処理後、すみやかに「労働保険事務等処理委託解除届」（様式第 15 号、以下：「解除届」）を事務組合管轄安定所（二元適用事業の労災のみの場合は事務組合管轄監督署）へ提出してください。事務組合の内部処理（「労働保険事務等処理委託事業主名簿」「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」「労働保険料等徴収及び納付簿」の記入）を行ってください。
- (3) 雇用保険適用事業所であって、事業を廃止する場合は、「雇用保険適用事業所廃止届」「雇用保険被保険者資格喪失届」「雇用保険被保険者離職証明書」を事業所管轄の安定所へ提出してください。
- (4) 特別加入者がいる場合は、「特別加入脱退申請書」を監督署へ提出してください（委託解除手続きの翌日に委託替えをする場合を除く）

〈注意事項〉

- ① 委託解除し、個別加入となる事業主に対しては個別事業として労働保険関係成立の手続きを行うよう指導してください。労災のみであれば監督署、労災及び雇用保険の手続きが必要な場合は監督署及び安定所での手続きが必要です。
- ② 継続事業の被一括事業の解除通知書についても、事業主に通知してください。（解除届の提出は不要です。）

○委託解除通知書の記入例

組様式第11号

労働保険事務等委託解除通知書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号			雇用保険事業番号	1	1	0	5	-	0	0	0	0	0	-	0
	1	1	3	0	5	9	3	0	0	0	0													
事業場名	株式会社 労働ファッション											常時使用者数	5					人						
事業場の所在地	さいたま市中央区新都心××-×											雇用保険被保険者数	4					人						
委託解除の理由	事業廃止のため																							
委託解除年月日	令和 3 年 9 月 30 日																							
<p>上記の理由により労働保険事務等の委託を解除することとしましたので通知します。</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 330-×××× 電話番号 048-×××-××××</p> <hr/> <p>令和 3 年 9 月 18 日</p> <p style="text-align: right;">名称 株式会社 労働ファッション</p> <hr/> <p style="text-align: right;">所在地 さいたま市中央区新都心××-×</p> <hr/> <p style="text-align: right;">代表者氏名 代表取締役 労働 花子</p> <hr/> <p style="text-align: right;">労働徴収協同組合 殿</p>																								

<p>令和 3 年 9 月 18 日付で通知がありました労働保険事務等の委託解除を認めます。</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 330-●●●● 電話番号 048-●●●-●●●●</p> <hr/> <p>令和 3 年 9 月 18 日</p> <p style="text-align: right;">名称 労働徴収協同組合</p> <hr/> <p style="text-align: right;">所在地 さいたま市浦和区常盤△-△△-△</p> <hr/> <p style="text-align: right;">代表者氏名 徴収 太郎</p> <hr/> <p style="text-align: right;">株式会社 労働ファッション 殿</p>																						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○委託解除届の記入例

様式第15号(第64条関係)(1) 提出用

労働保険等 労働保険事務等処理委託解除届

種別 ※修正項目番号

下記事業について委託解除があったので届けます。 令和 5 年 10 月 1 日

④労働保険番号

府 県	所 掌	管 轄 (1)	基 幹 番 号	枝 番 号
1	1	3	05930000	001

⑤事務処理委託解除年月日(元号:平成は7、新元号は9) ⑥委託解除理由

9-05-09-30

- 1. 事業廃止
- 2. 委託換え
- 3. 個別加入
- 4. 労働者なし

※データ指示コード ※再入力区分

※修正項目

① 事 務 組 合	(イ)所在地	〒330-XXXX さいたま市浦和区常盤 X-XX-X	郵 便 番 号
	(ロ)名称	労働徴収協同組合 TEL(048)-(XXX)-XXXX	〒 330 - XXXX
	(ハ)代表者氏名	徴収太郎	電 話 番 号

② 事 業	(イ)所在地	さいたま市中央区新都心 XX-X	郵 便 番 号
	(ロ)名称	株式会社 労働ファッション	〒 330 - XXXX

③ 事 業	(イ)住所 <small>(法人のときは 主たる事務所の 所在地)</small>	同上	郵 便 番 号
	(ロ)名称	同上	〒 -

主	(ハ)氏名 <small>(法人のときは 代表者氏名)</small>	代表取締役 労働 花子	電 話 番 号
			- - 番

滞納の有無を記入してください。
滞納がある場合は、年度・期別・金額を記入してください。
電子申請の場合は備考欄にご記入して下さい。

・滞納の 有 ・無
05-21 ¥10,000

社 会 保 険 労 働 欄	作 成 年 月 日 : 事 務 代 理 者 の 表 示	氏 名	電 話 番 号

[注意]

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うのでこの用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入枠の部分は、必ず黒色のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- ※印のついた記入枠には記載しないこと。
- ①事務組合の(ハ)代表者氏名、③事業主の(ハ)氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
- ⑥欄には、右の1.2.3.4のうち、該当するものの数字を記入すること。

(31.3)

7. 提出先一覧まとめ (★)：事業所管轄安定所へ提出するもの

	保険関係	安定所への提出書類 (末尾0・1・2・3)	監督署への提出書類 (末尾4・5・6・7・8)
新規委託	一元両保険 (113)	・労働保険関係成立届(事務処理委託届) 【雇用保険の設置がある場合、以下を提出】 ・雇用保険適用事業所設置届(★) ・雇用保険被保険者資格取得届(★)	・特別加入申請書
	一元労災片保険 (313)	・労働保険関係成立届(事務処理委託届)	・特別加入申請書
	二元事業 (713) (753)	・労働保険関係成立届(事務処理委託届) もしくは任意加入申請書(事務処理委託届) 【雇用保険の設置がある場合、以下を提出】 ・雇用保険適用事業所設置届(★) ・雇用保険被保険者資格取得届(★)	・労働保険関係成立届(事務処理委託届) もしくは任意加入申請書(事務処理委託届) ・特別加入申請書
保険関係の変更	一元労災片保険 (313) ↓ 一元両保険 (113)	・雇用保険適用事業所設置届(★) ・雇用保険被保険者資格取得届(★)	
	一元両保険 (113) ↓ 一元労災片保険 (313)	・雇用保険適用事業所廃止届(★) ・雇用保険被保険者資格喪失届(★) ・雇用保険被保険者離職証明書(★)	
名称・所在地等の変更	名称、所在地等の変更	・労働保険名称、所在地等変更届 ・雇用保険事業主事業所各種変更届(★)【委託替え、個別→委託で労働保険番号が変更される場合を含む】	・労働保険名称、所在地等変更届
	一元両保険 ↓ 二元事業	・労働保険事務等処理委託解除届【末尾0・1】 ・労働保険関係成立届(事務処理委託届)【末尾2・3】 ・雇用保険事業主事業所各種変更届(★)【同上】	・労働保険関係成立届(事務処理委託届) 【末尾4・5・6・7】
	二元事業 ↓ 一元両保険	・労働保険事務等処理委託解除届【末尾2・3】 ・労働保険関係成立届(事務処理委託届)【末尾0・1】 ・雇用保険事業主事業所各種変更届(★)【同上】	・労働保険事務等委託解除届 【末尾4・5・6・7】
委託解除	一元両保険	・労働保険事務等処理委託解除届 【雇用保険の廃止がある場合、以下を提出】 ・雇用保険適用事業所廃止届(★) ・雇用保険被保険者資格喪失届(★) ・雇用保険被保険者離職証明書(★)	
	一元労災片保険 (313)	・労働保険事務等委託解除届	
	二元事業 (713) (753)	・労働保険事務等処理委託解除届 【雇用保険の廃止がある場合、以下を提出】 ・雇用保険適用事業所廃止届(★) ・雇用保険被保険者資格喪失届(★) ・雇用保険被保険者離職証明書(★)	・労働保険事務等処理委託解除届

各届出は、事実発生した日の翌日から **10日以内**に提出してください。

(ただし、雇用保険被保険者資格取得届、特別加入申請書を除く。)

※各届出に関する添付書類等については、管轄の安定所又は監督署にお尋ねください。